

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 <u>財務省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住民税(利子割)</span> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	復興応援国債購入者に贈呈される記念貨幣の非課税措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人向け国債の1つである復興応援国債の保有者のうち、発行日から3年目の利払日における保有者に対して記念貨幣を贈呈する。</li> <li>・ 特例措置の内容 上記記念貨幣について、非課税とすること。</li> </ul>	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方税法第71条の5、第71条の6</span>	
減収見込額	(初年度) ▲121 ( - ) (平年度) - ( - ) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 通常の個人向け国債より金利の低い復興応援国債を購入することで、財政負担の軽減に協力いただいた方に対し感謝の意を表すること</p> <p>(2) 施策の必要性 復興応援国債の保有者に対し贈呈する記念貨幣は、実質的には利子所得とみなされ課税対象となること、金利の低い国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に対して感謝の意を表する必要がある。 また、課税された場合、記念貨幣の購入代金に税金分を上乗せした金額を国が一旦負担し、その後、源泉徴収して収納することとなり、合理性が乏しいと考えられることから非課税とすることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
	政策の達成目標	通常の国債より金利の低い復興応援国債を購入することで財政負担の軽減に協力いただいた方に対し感謝の意を表すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年度限り（記念貨幣の贈呈が当該年度のみであるため）
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象は、平成24年度に発行された復興応援国債を発行日から3年目の利払日に保有していた個人であり、適用対象数は延べ5万3千人程度となる見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	復興応援国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に感謝の意を表することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	復興応援国債を購入することで財政負担の軽減にご協力いただいた方に対し、税制面からも感謝の意をお示しするとともに、記念貨幣の購入代金に税金分を上乗せした金額を国が一旦負担し、その後、源泉徴収して収納するといった合理性が乏しい事務を解消することが可能となる。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	なし